

令和3年度

事業計画書
収支予算書

一般社団法人 茨城県トラック協会

令和3年度事業計画書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

一般社団法人 茨城県トラック協会

1. 策定基調

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい財政運営を強いられているが、政府は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」や「国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策」を策定し、補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きが見られると評価されている。他方では、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、先行きが不透明な状況下にあると言わざるを得ない。

政府は、令和3年度について「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、改革を推進することとしている。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中での、我が国の国民生活、産業活動のライフラインを守る重要な責務を担う「エッセンシャルワーカー」としてのトラック運送業界は、改正貨物自動車運送事業法が施行されたことに伴う、「標準的な運賃」の更なる浸透に取り組み、安全、かつ、環境に優しいトラック輸送の実現に向け、諸課題の克服と公共的な使命の達成に全力を傾注し対応するものである。

今後のトラック運送事業の発展、魅力ある事業の確立、社会的地位の向上を図るため、令和3年度事業として次の施策を積極的に展開していくこととする。

2. 施 策

※下線＝令和3年度新規事項

【最重点施策】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進
- (2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- (3) 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (4) 茨城県トラック総合会館の活用の促進

- (5) 人材確保対策の積極的な推進
- (6) 交通事故及び労災事故の防止対策の推進
- (7) 運転者適性診断業務認定の推進
- (8) 高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など
使いやすい道路の実現

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現
- (2) 燃料対策等の推進
- (3) 環境・省エネ対策の推進
- (4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (5) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (6) 安全性優良事業所認定取得（Gマーク制度）の積極的な推進
- (7) 働きやすい職場認証取得の積極的な推進

【その他】

- (1) 経営基盤強化対策事業
- (2) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業
- (3) 社会的地位の向上推進事業
- (4) 各種部会運営の支援
- (5) 各種常設委員会の活性化
- (6) 事務局組織の活性化等

3. 事業計画

【最重点施策】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進（総務委員会・経営改善委員会）
国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。

(2) 改正貨物自動車運送事業法の周知及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進（総務委員会・経営改善委員会・広報委員会）

① 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底

・令和6年度より、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、引き続き事業者が遵守すべき事項等の周知を図るとともに、荷主の深度化対策が図られるよう行政及び上部機関（全日本トラック協会）と連携し、会員事業者への周知を図る。

② 働き方改革への対応に向けた「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金の収受

・「標準的な運賃」が告示されたことを踏まえ、その内容や届出に係る周知を図るとともに、積極的な活用を促進するための諸施策を行政及び上部機関（全日本トラック協会）と連携し展開する。

・標準的な運賃の考え方を踏まえ、原価意識の強化及び適正運賃収受につながるセミナーを開催する。

(3) 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進（経営改善委員会）

① 全ト協が策定した「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」について、セミナー等を通じて、アクションプランの普及促進を図る。

② 令和3年4月より中小事業者に対して施行される「同一労働・同一賃金」について、周知を図る。

③ 長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めるため、茨城労働局、関東運輸局茨城運輸支局の支援を得て2015年6月に設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善茨城県地方協議会」を通じて施策の推進を図る。

④ 「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、荷主やトラック運送業界へ周知を行い普及促進を図る。

(4) 茨城県トラック総合会館の活用の促進（総務委員会）

① 茨城県トラック総合会館の活用

施設拡充が図られた新総合会館の活用を念頭に、研修を計画的に開催するとともに、

人材育成と社会的地位の向上を図る。

② トラック休憩所のあり方

道路交通網の進展に伴う道の駅の設置状況に鑑み、老朽化が進み維持管理費等が肥大化する水戸及び県西トラック休憩所の売却に向け、令和2年度に引き続き取り組みを行う。

(5) 人材確保対策の積極的な推進（経営改善委員会）

① 若年労働者不足の対策として、高校新卒者やトラガール、高齢者等を活用し人材確保に繋げるとともに関係機関と連携し普及活動に努める。

② 将来のトラック業界を担う後継者、幹部を育成するため、全ト協が推進する物流経営士の認定事業参加や中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校の講座を活用し育成に努めるとともに人材確保セミナーを開催する。

・eラーニングを活用した教育の推進

③ 青年部会・女性部会活動のため、他協会等との交流、実践に即した研修および社会貢献等の活動を支援する。

④ 運転免許、各種技能資格取得等の推進

新運転免許制度施行に伴う各種自動車運転免許、フォークリフト、はい作業等の資格取得の推進と助成を行う。

⑤ 茨ト協の人材確保を目的としたPR誌「レインボーウェイ」を活用し、若年者の労働力確保に繋げる。

⑥ 高等学校に出向き生徒に直接授業を行うことにより、トラック運送業界に対する知識と理解を促し、若年者の労働力確保を図る。

(6) 交通事故及び労災事故防止の推進（交通環境対策委員会）

① 関係法令の遵守、安全輸送確立、事故防止に向けた各種啓発活動の推進

・交通事故ゼロを目指すために、関係法令の遵守、輸送の安全確立を図るとともに、事故防止に向けた各種啓発活動等の推進のほか、運転者適性診断、運転記録証明書に対する助成

・事業用トラックを第一当事者とする交通事故件数削減を目指し、令和7年度までの

「トラック運送事業における総合安全プラン2025」を作成し、目標達成に向け
事故防止コンクールを実施

- ・過労死防止対策事業を推進するとともに陸災防茨城県支部と連携し「交通事故・労災事故防止大会」の開催
 - ・ドライバーの生活習慣病対策並びにメンタルヘルス対策を推進するとともに、SAS対策セミナー等を開催し、SAS対策の普及・強化に努める
 - ・脳MRI健診による運転従事者の脳疾患予知・予防を推進し、健康起因による事故の撲滅を図る
 - ・初任・適齢ドライバーセミナーの開催
- ② 交通事故防止及び過積載・長時間労働の排除にかかる広報活動の実施
- ・各種媒体を活用して積極的なPRを行う。
- ③ 交差点事故、追突事故防止対策及び高速道路における事故防止対策の推進
- ・「トラック重大事故対策セミナー」等を開催するとともに、トラック事業者における追突事故の防止及び被害軽減ブレーキ装置導入の推進と助成を行う。
- ④ 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化
- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知し、飲酒運転根絶の意識向上を図る。
- ⑤ ドライブレコーダー等安全対策機器の普及促進及び防犯対策
- ・事故防止と運転管理に寄与するドライブレコーダー等安全機器の助成、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動及び車両盗難防止の啓発活動と車両盗難防止装置の助成
- ⑥ 各種キャンペーンの推進
- ・茨ト協マスコットキャラクター（はこ坊、あゆみちゃん）を活用し、全国交通安全運動及び各種交通安全キャンペーン、「正しい運転・明るい輸送運動」、「年末年始の輸送安全総点検」、「マナーアップ運動」の推進
- ⑦ 「運輸安全マネジメント」等の普及啓発
- ・経営トップから現場まで、安全対策の一層の定着と啓発活動の推進
- ⑧ 交通安全教育訓練の受講促進
- ・自動車安全運転センターの協力を得、ドライバーの安全教育訓練の受講促進と助成

⑨ 運転者技能競技会の実施

- ・安全意識及び運転技能向上を図るため関係機関の協力を得て「運転者技能競技会」の実施

(7) 運転適性診断業務認定の推進

第二次将来ビジョン策定委員会の提言により、平成30年1月より一般診断業務を開始した。今後、需要が増える適齢診断・初任診断業務に取り組むことにより、更なる会員への利便性向上を図る。

(8) 高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備等
使いやすい道路の実現（総務委員会）

高速道路利用により、輸送時間の短縮、定時性の確保、労務負担の軽減が図られることから、利用促進に繋がる物流業界向けの料金体系の構築と大口・多頻度割引50%枠の堅持及び更なる割引の拡充を図るべく、関係機関に対し要望の実施

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現
（総務委員会）

自動車関係諸税については、取得段階、保有段階、走行段階において多くの税金が課せられていることから、自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減に向けて、上部団体及び自動車関係団体と連携を図り、政府等に対する要望活動を展開

(2) 燃料費対策等の推進（総務委員会）

軽油価格高騰対策として、燃料サーチャージ導入推進及び燃料サーチャージガイドラインの活用と原価計算を意識した経営の推進

(3) 環境・省エネ対策の推進（交通環境対策委員会）

① 「新・環境基本行動計画の推進

- ・「新環境基本行動計画」を踏まえた、環境啓発活動の推進

② エコドライブの徹底とEMS機器等の導入と普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いEMS機器等の導入促進を図るとともにエコドライブの徹底に向けた省エネ運転講習会の開催とグリーン経営及びISO14001の取得の推進と助成
- ・アイドリングストップの啓発、エアヒーター、バッテリー式冷房装置等の導入の促進と助成

③ 環境対応車の普及促進

- ・地球温暖化対策に対応した環境対応車である、天然ガストラック及びハイブリットトラックの導入促進と助成

(4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底（適正化事業運営委員会）

① 事業者・運行管理者等の法令遵守の徹底、輸送秩序確立等について指導、啓発の推進

- ・法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果につて、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・事業者や運行管理者等に対する法令遵守の広報啓発活動と管理者向け講習会の開催
- ・巡回指導を通じ、働き方改革関連法の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底
- ・行政と連携し、悪質性の高い違反者に対する新通報制度の活用や新規事業者、小規模事業者等に対する効果的・効率的な巡回指導の推進
- ・行政と連携し、スピードリミッター等自動車不正改造防止の啓発事業への取り組み
- ・営業類似行為に対する情報の収集活動、指導及び啓発活動の実施

② 社会保険等の未加入事業者に対する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

- ・行政と連携し、社会保険制度等への加入を指導するとともに、巡回指導等を通じた指導

③ 適正化指導員の資質向上

- ・全国研修、地方ブロック研修により、実践的な調査技術や専門的知識の習得、指導能力の向上を図り公平化・均一化の推進

(5) 大規模災害時に備えた物流専門家の育成（総務委員会）

- ・茨城県の物資輸送中枢機関を担う当協会にとって、大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の構築は必須であることから、上部機関（全日本トラック協会）

と連携を図り、物流専門家の育成を推進する。

・ BCP（事業継続計画）の策定

(6) 安全性優良事業（Gマーク制度）の積極的な推進

（適正化事業運営委員会・広報委員会）

- ① 「貨物運送自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」について、引き続き関係行政機関と連携し、円滑な推進を図る。
- ② Gマーク制度の取得率を全国平均（31.3%）を目標に、普及促進のため、巡回指導を通じて普及啓発を図るとともに、Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するマークの安全優位性についての周知に努める。
- ③ Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

(7) 働きやすい職場認証制度への積極的な推進（経営改善委員会）

令和2年度より実施された働きやすい職場認証制度取得の推進を図るため、セミナーを開催するとともに、取得事業者に対する助成

【その他】

(1) 経営基盤強化対策事業（経営改善委員会）

① 経営基盤強化対策の推進

- ・ 経営基盤強化に資するために経営者・管理者向け各種セミナーの開催
- ・ 原価意識を持った経営に繋がる全ト協の経営分析事業及び個別企業に対する経営診断事業の普及促進
- ・ 「ISO9001」・「ISO39001」認証取得の推進と助成

② 近代化基金融資事業及び利子補給の実施

- ・ 物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害時資金面での支援等、近代化基金融資事業の推進と利子補給の実施

③ 信用保証協会保証料助成事業

- ・ 安定経営のため信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成

④ 輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」の普及促進及び効率化の推進

- ・全ト協の推進する日貨協連による輸送効率向上と IT 化を促進するため中小トラック運送事業者及び事業協同組合による輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」事業の推進と加入促進

⑤ 顧問弁護士による相談体制

- ・会員の労働問題、事故問題等解決のために顧問弁護士による相談の推進

(2) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業（広報委員会）

① トラック運送事業への理解促進に向けた各種広報媒体を活用した PR 対策

- ・「標準的な運賃の告示制度」に基づく適正運賃収受、適正取引推進、安全性優良事業（G マーク制度）の普及促進、引越輸送繁忙期対策などを、利用者向けに各種メディアを活用した PR 活動の実施

(3) 社会的地位の向上推進事業

① 「トラックの日」PR 事業の推進（広報委員会）

- ・10月9日の「トラックの日」のPRと清掃活動などPR事業を実施するとともに地方紙、ラジオ放送、ホームページ等各種メディアを活用した広報活動の実施

② 荷主企業・消費者向け懇談会等の開催（総務委員会・広報委員会）

- ・全ト協と連携し、荷主企業と会員の相互理解を図り、適正取引推進を図ることを目的とした「荷主セミナー」の開催
- ・一般消費者を委嘱し業界の実情について理解が得られるよう、「輸送モニター懇談会」の開催

③ 各支部における福利厚生事業に対する助成（総務委員会）

- ・ソフトボール大会及びボーリング大会に対する助成

④ ホームページの活用推進と情報誌「茨城トラック情報」の充実（総務委員会）

- ・企業のPR効果のあるホームページの活用と協会ホームページの充実と情報発信・トラック運送業界および関係行政機関等の動向、会員の事業経営に役立つ情報を提供する協会機関誌「茨城トラック情報」の発行

⑤ 「こどもと女性を守る110番の事業所」活動の推進（広報委員会）

- ・「生活と経済のライフライン」を担うトラック運送業界としての使命に応えるべく、社会との共生をめざして、「こどもと女性を守る110番の事業所」参画活動の推進

(4) 各種部会運営の支援（総務委員会）

① 引越事業者優良認定制度及び消費者サービス向上の推進

- ・引越事業者優良認定制度の消費者に対する周知と取得促進
- ・引越事業者の法令遵守の周知徹底と引越に関する啓発物等を通じ輸送秩序の確立とサービス向上の推進
- ・引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

② 国際海陸一貫輸送コンテナ輸送の安全確保等

- ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び改正道路法の周知と法令遵守を図るために海上コンテナ輸送に関する研修会の開催
- ・京浜港混雑緩和、常陸那珂港の活性化等について行政との意見交換会の開催と部会員相互の交流を図る

③ 特殊車両の事故防止対策

- ・改正道路法の違反取締り強化に伴う適正通行のための研修会、重量物輸送に伴う事故防止研修会の開催及び法令遵守、事故防止意識の向上を図りながら隣接県を含めた部会員相互の交流を図る

(5) 各種常設委員会の活性化（総務委員会）

- ・貨物自動車運送事業法の改正や、「働き方改革」の対応に向けた対策の推進が喫緊の課題である現状を踏まえ、各種常設委員会の役割が重要になることから、更なる活性化を図る

(6) 事務局組織の活性化（総務委員会）

- ・トラック運送業界の発展に資する人材確保と職員の育成を図り、適正配置により事務局組織の活性化を図る

(7) 協会会員の新規加入促進（総務委員会）

- ・新規加入の促進を図り、組織強化と社会的地位の向上を図る

(8) 新公益法人制度の対応（総務委員会）

- ・一般社団から真の公益法人への移行を目指し、関東の各都県トラック協会と連携を図り、適切に対処する

(9) 庶務関係事項（総務委員会）

・開催会議等

- ① 定時総会（6月）
- ② 理事会（原則6月、9月、1月、3月の4回）
- ③ 総務委員会（原則6月、9月、12月、3月の4回）
- ④ 正副会長会（必要により随時）
- ⑤ 各常設委員会（原則6月、10月、2月の3回）
- ⑥ 各部会（必要により随時）
- ⑦ 協会長表彰（1月）
- ⑧ 賀詞交歓会（1月）